

文京区 地域密着型サービス 変更届出事項及び提出書類一覧

2024/3/15

変更があった事項に応じ、**変更届出書と併せ**、必要書類に記載されている書類をご提出ください。なお、変更事項の内容に応じ追加書類を求められる場合があります。

変更があった事項		必要書類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
法人に関する事項	1 申請者の名称	・登記事項証明書 ・誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 主たる事務所(法人)の所在地	・登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 主たる事業所(法人)の電話・FAX番号	(変更届出書のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 代表者の変更(氏名、生年月日、住所及び職名)	・登記事項証明書 ・誓約書 ・代表者の経歴書 ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 代表者の氏名(婚姻等による)・職名変更	・登記事項証明書(原本でなくもよい) ・誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 代表者(開設者)の住所(引越し等による)	・登記事項証明書(原本でなくもよい)	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 申請者の登記事項証明書(当該事業に関するものに限る。)	・登記事項証明書(原本でなくもよい)	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所に関する事項	8 事業所・施設の名称、所在地(移転を伴わない場合)	・付表 ・運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 事業所・施設の電話、FAX番号	・付表 ・運営規程(電話・FAX番号の記載があれば提出)	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 事業所・施設の所在地(移転を伴う場合)	・付表 ・運営規程 ・平面図 ・設備等一覧表 ・建築物等に係る関係法令確認書 ・本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間 ・併設する施設の概要 ・外観及び内部の様子がわかる写真(カラー) ・建築基準法による確認済証 ・消防の検査結果通知書 ・賃借契約書の写し又は建物の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
11 事業所・施設の平面図及び施設の概要	・付表 ・運営規程 ・平面図 ・設備等一覧表 ・建築物等に係る関係法令確認書 ・外観及び内部の様子がわかる写真(カラー)	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業所等に関する事項	12 管理者 事業所・施設の管理者の変更(氏名、生年月日、住所及び経歴)	・付表 ・勤務表 ・管理者の経歴書 ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了証の写し ・保健師又は看護師の免許証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○ どちらか一つ
		事業所・施設の管理者の氏名(婚姻等による)、住所(引越し等による)	・付表							
		13 介護支援専門員 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・付表 ・勤務表 ・資格証の写し ・介護支援専門員一覧 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証の写し ・認知症介護実践者研修修了証の写し					○	○	○
	14 生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、オペレーター、面接相談員、管理栄養士、ユニコーダー等	・付表 ・勤務表 ・資格証の写し ・実務経験による場合は経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	15 計画作成責任者(介護支援専門員以外)	・付表 ・勤務表 ・資格証の写し	○							
	16 計画作成担当者(介護支援専門員以外)	・付表 ・勤務表 ・経歴書 ・認知症介護実践者研修修了証の写し						○		
運営規程に関する事項	17 営業日・営業時間 サービスの提供日・提供時間	・付表 ・勤務表 ・運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○
	18 利用料金(食費等、介護保険給付対象外のもの)	・付表 ・運営規程 ・料金表 ・積算根拠資料	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 登録・利用定員数、入所定員数	・付表 ・勤務表 ・運営規程			○	○	○	○	○	○
	20 その他	・運営規程等	○	○		○	○	○	○	○
その他	21 協力医療機関(病院)又は協力歯科医療機関	・付表 ・協力医療機関との契約内容がわかるもの					○	○	○	○
	22 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要					○	○		○

※ 登記事項証明書(全部事項証明かつ履歴事項証明)は発行から6月以内のもの。

※ 法人に関する変更で、複数事業所の手続きを同時に行う場合、登記事項証明書(全部事項証明かつ履歴事項証明)の原本は1法人につき1部で結構です。ただし、各事業所分の写しを提出してください。